

富田林市教育委員会要綱第3号

富田林市地域総合拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、余裕教室活用指針（令和4年3月策定）に基づき、学校教育上支障のない範囲内において教育施設（余裕教室）を開放し、学校、地域、家庭及び行政が連携・協働して子どもたちの成長を支える場（以下「地域総合拠点」という。）として活用することにより、地域の主体的かつ継続的な交流を図り、もって地域福祉及び生涯学習の充実並びに学校及び地域が抱える課題の解決に寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱に基づき、地域総合拠点として活用する施設（以下「施設」という。）は、本市立学校内の余裕教室とする。

2 施設を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、次に掲げる日は、使用することができない。

(1) 12月27日から翌年の1月7日まで

(2) 施設を所管する学校の長（以下「学校長」という。）が特に認めた日
(対象団体)

第3条 施設を使用できる者は、第1条の目的に賛同し、かつ、本学校区内で活動する団体のうち、あらかじめ次条の規定により富田林市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録した団体とする。

(団体登録)

第4条 施設を使用しようとする団体は、あらかじめ富田林市地域総合拠点団体登録届出書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の届出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた場合は、登録団体として登録し、富田林市地域総合拠点団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 教育委員会は、前項の登録後、登録団体の活動内容が第6条各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の登録を取り消すものとする。

(使用予約)

第5条 登録団体は、施設を使用しようとするときは、学校長の承認を得た上、施設使用予約書（様式第3号）により使用の予約を行わなければならない。

2 教育委員会は、前項の予約が完了したときは、施設使用予約確認書（様式第4号）を発行するものとする。

(使用の禁止)

第6条 教育委員会又は学校長は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めたときは、使用を禁止することができる。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するとき。
- (3) 私的営利を目的とするとき。
- (4) 教育施設を汚損し、又は破損するその他管理運営上支障があるとき。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (6) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する活動をするとき。
- (7) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援する活動をするとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校長が支障があると認めるとき。

（準用）

第7条 施設の使用については、この要綱に定めるもののほか、富田林市立教育施設使用条例施行規則（昭和51年富田林市教育委員会規則第20号。以下「規則」という。）の規定を準用する。この場合において、規則第7条中「停止することができる」とあるのは「停止することができる（学校長においても停止することができる。）」と、「委員会」とあるのは「教育委員会又は学校長」と読み替えるものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。